

中小企業・勤労者・消費者を応援します！

町では、中小企業・勤労者・消費者のそれぞれを対象にした資金的支援事業を実施しています。今月号ではその内容についてお知らせします。

中小企業振興資金

町内の中小企業を対象に、金融機関や信用保証協会と連携して事業資金を融資するもので、町による2・0%の利子補給補助を行っています。

- 1 運転資金
 - ◎貸付限度額…500万円
 - ◎貸付期間…5年以内
 - 2 設備資金
 - ◎貸付限度額…500万円
 - ◎貸付期間…7年以内
 - 3 開業資金
 - ◎貸付限度額…500万円
 - ◎貸付期間…5年以内
- 運転資金と設備資金は併用できますが、限度額は750万円です。

勤労者生活安定資金

町内に在住する勤労者が、臨時または緊急に必要とする生活資金を融資して、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るものです。くらしのローン、教育ローン、マイカーローン、クレジットカードローンなど利用者に合わせた借入れが可能です。

- ◎貸付利率
3年以内：2・70%
3年超…2・90%
◎申し込み先
一関信用金庫平泉支店
☎46 2305
- 岩手銀行平泉支店
☎46 2941
- 東北銀行平泉支店
☎46 2923

消費者救済資金

岩手県消費者信用生活協同組合の組合員を対象に、債務整理などに必要な資金を融資するものです。

- 1 債務整理資金
貸付限度額…500万円
貸付利率…年9・26%
償還期間…10年以内
- 2 生活再建資金
貸付限度額…100万円
貸付利率…年8・98%
償還期間…6年以内
- 3 被害者救済資金及び訴訟費用

この制度を利用するには、次の条件が必要です。

- ◎申し込み先
岩手労働金庫一関支店
☎23 4540
- ◎申し込み先
現在、一般金融機関からの借入れが無いこと
組合員になるためには、県内に在住、もしくは勤務する方で、出資により組合員になれます。詳しくは、左記まで直接お問い合わせください。
- ◎申し込み・問い合わせ先
岩手県消費者信用生活協同組合(北上事務所)
☎0197 61 0133
- 問い合わせ先
観光商工課☎46 5572



受章を町長に報告する岩淵さん

岩淵さんが 消防表彰 岩手県民の 消防団員表彰

長年にわたり地域の安全・安心なまちづくりに活躍してきた警察官と消防団員をたたえる、岩手県民の警察官・消防団員」の表彰式が9月28日、盛岡劇場で行われ、県民の消防団員に第九分団長の岩淵善二さん(14区)が当町から初めて受賞しました。

岩淵分団長は、昭和47年に消防団入団以来、約38年間にわたり、多忙な消防業務に尽力。地区の森林維持管理など、地域コミュニティの活性化に積極的に取り組んでいることが高く評価されました。



受賞を町長に報告するきら里の小野寺さん(中央)と直売施設あやめの佐々木さん(左)

漬もの処 「きら里」 優良賞受賞

岩手県ふるさと 食品コンクール

町農産物加工直売施設あやめ内にある「漬もの処きら里」(小野寺郁子代表・14区)で製造した「刻み大根のしょう油漬」が22年度岩手県ふるさと食品コンクール「個人、加工グループ部門」で、優良賞を受賞しました。

受賞した漬物は地場産の大根やからしを使用し、風味豊かな味に仕上がっている点などが評価されました。

土地取引には 届け出が必要です

国土利用計画法では、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、土地の届け出制を定めています。一定面積以上の大規模な土地の取引をしたときは、この法律に基づいて、県知事に届け出なければなりません。

取引の形態

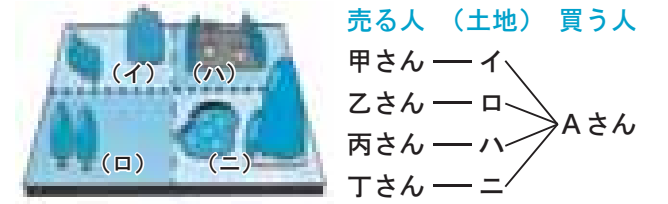
売買 交換 営業譲渡 譲渡担保 代物弁済 共有持ち分の譲渡 地上権・賃借権の設定・譲渡 予約完結権・買戻権などの譲渡
これらの取引の予約である場合も含まれます。

取引の規模(面積要件)

- ①都市計画区域内…5,000㎡以上
- ②都市計画区域外…10,000㎡以上

一団の土地取引

個々の面積は小さくても、権利を取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には届け出が必要です。



売る人(土地) 買う人
甲さん—イ
乙さん—ロ
丙さん—ハ
丁さん—ニ
Aさん
(イ+ロ+ハ+ニ)が取引の規模(面積要件)の面積を超える場合は、届け出が必要

届け出の手続き

- 届け出者…土地の権利取得者(売買の場合は買主)
- 届け出期限…契約(予約を含む)締結日から2週間以内
- 届け出先…総務企画課
- 提出書類
 - ①届け出書
 - ②土地取引にかかる契約書の写し、またはこれに代わるその他の書類
 - ③土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
 - ④土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
 - ⑤土地の形状を明らかにした図面
 - ⑥その他(必要に応じて委任状など)

届け出をしないと…

土地取引にかかる契約(予約を含む)をした日から2週間以内に届け出をなかったり、偽りの届け出をすると、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

詳細については下記までお問い合わせください。
問い合わせ先…総務企画課 ☎46-5578

秋の 全国火災 予防運動

11月9日～15日

これから本格的な寒さを迎え、ストーブやこたつなど暖房機器を使用する機会が多くなり、火災が発生しやすくなります。一人ひとりが防火を心掛け、大切な生命や財産を火災から守りましょう。

- ◎火の用心・7つのポイント…
 - ▷家の周りに燃えやすい物を置かない。
 - ▷寝たばこやたばこの投げ捨てはしない。
 - ▷天ぷらを揚げる時は、その場を離れない。
 - ▷風の強い時は、たき火をしない。
 - ▷子どもには、マッチやライターで遊ばせない。
 - ▷電気機器は正しく使い、たこ足配線はしない。
 - ▷ストーブには、燃えやすい物を近づけない。



◎問い合わせ先…一関西消防署平泉分署 ☎46-0119